

動物虐待や生活環境被害発生時への対応強化に関する意見書

動物虐待に関しては、令和元年6月、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）の改正において、罰則の強化等がされたにもかかわらず、全国的に動物取扱業者による動物虐待事案が後を絶たない。大阪府においても、令和5年2月に、動物取扱業者が動物虐待の疑いで逮捕され、多頭飼育されていた犬の健康と安全を緊急に確保する必要に迫られた事案が発生したところである。

現在の動愛法では、適切に飼養管理していない所有者に対して、事態を改善させるための勧告・命令・立入検査や罰則の規定はあるものの、所有権や財産権等の制約が伴うため、所有者が同意しない限り、動物を保護するためには所有権放棄を働きかけるしかない。

また、立入調査時に悪臭や不快を感じた場合でも、臭気や温度・湿度等の環境要因に係る動物の健康を損なう客観的な指標がないため、指導には限界がある。

更に、法違反疑いの動物取扱業者への業務停止や登録取消しまでには、一定期間を要しており、不適切な事業者へのより厳格な対処が求められている。

よって、国会及び政府に対して、動物虐待や生活環境被害発生時への対応を速やかに実行するため、下記の事項について強く求める。

記

- 一、飼い主が動物虐待疑いで逮捕される等、動物の所有者としての義務を果たさない事実を司法機関が一定認めた場合には、行政が緊急保護できるよう、所有者の権利を制限するための具体的な制度を整備するとともに、所要の財政支援を行うこと。
- 一、臭気や温度・湿度等の環境要因が犬猫へ与える影響についての調査研究を行い、具体的な環境基準を設定すること。
- 一、環境基準に違反した動物取扱業者に対し、業務停止命令等、処分を科す法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、環境大臣、総務大臣

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた 環境整備を求める意見書

高齢社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。令和5年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%と多発している状況であり、更に高齢ドライバーが増えていくと想定される。

地方公共団体では、運転免許の自主返納の取組が進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等の取組を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(共生社会担当)、総務大臣

慢性閉塞性肺疾患 (COPD) の潜在的な患者に対する 適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患 (COPD) は、主としてたばこの煙や PM2.5 などの有害物質を長期に吸入することで生じた肺の慢性疾患であり、咳、痰、息切れを特徴とし、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、主要な生活習慣病に位置付けられる。ここで一度破壊されてしまった肺は、治療によって元に戻らない。重症化する前段階で治療を開始することや予防することが大切になる。

また、COPD が進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイルに移行し、要介護や寝たきりの可能性が増え、今後、介護費用の増大につながることも示唆されているため、早期診断・早期治療への取組の強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民における COPD の認知度を高めると同時に、潜在的な COPD 患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、下記の事項について特段の対応を求める。

記

- 一、地域の医療機関へスパイロメーターの配備の支援、臨床検査技師・保健師等への研修の実施やガイドラインの周知徹底、胸部画像検査とプログラム医療機器を用いた検査法の開発と普及等の検査体制強化すること。
- 一、地方自治体における COPD の重症化を抑えるため、受診勧奨対策及び重症化予防対策を推進すること。
- 一、COPD に対する情報や知識の普及啓発、認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援等、ヘルスリテラシーを向上すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 24 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣 (共生社会担当)、総務大臣

今後の新型コロナウイルス感染症の流行に対する 経済的支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、この間、新株の置き換わりに伴って、全国的に感染が急拡大し、拡大が先行した地域では、医療崩壊の懸念が医療関係者の中から出ている。

昨年の新型コロナウイルス感染症 5 類移行後も、感染拡大時には発熱外来の予約が取れなくなるなど、医療が逼迫する事態が発生していた。今回の第 11 波の感染拡大は、受診控えが起こることが無いよう 5 類移行後も続けられてきた抗ウイルス薬の自己負担軽減や、診療報酬の特例の経過措置が 3 月 31 日に全面的に打ち切られて以後、初めて起こる感染拡大の「波」となった。

医療の逼迫や医療崩壊を防ぐためには、重症患者の増大を抑えることが必要だが、この間、窓口負担の経過措置終了により、高い自己負担を理由に抗ウイルス薬の処方避ける傾向が広く生じている。また、秋から新たな枠組みで接種が始まる新型コロナワクチンの自己負担についても、高額となることも懸念される。

よって本市議会は、新型コロナウイルス感染症の流行による医療逼迫や医療崩壊を防ぎ、必要な医療を提供し、命と健康を守るため、下記の事項を緊急に要請する。

記

- 一、新型コロナウイルス治療薬の自己負担への助成を行うこと
- 一、新型コロナワクチンの自己負担を減免すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 24 日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
総務大臣